

周南市立地適正化計画(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
1	目的と位置付け	P1-12 当計画(素案)と関係計画の期間が図示されております。 上位計画・関係計画も各計画と期間と「基本理念」を図示した資料の掲載(された資料を再提示の上で再度意見募集実施)を希望致します。	上位計画と関連計画についても、計画期間や基本理念を記載しておりますので、原案のとおりとします。
2	現況と課題	周南市の現状と課題の記述となっております。 人口・面積等、可能なものについては県内各市町との比較が可能な資料の掲載(された資料を再提示の上で再度意見募集実施)を希望致します。	周南市の都市構造上の課題を抽出するための現状分析ですので、原案のとおりとします。
3	現況と課題	P2-2 周南市の沿革が簡単に記述されております。 文章記述だけでなく、年表形式の記述の掲載(された資料を再提示の上で再度意見募集実施)を希望致します。	市街地や都市構造の形成について概略を示しておりますので、原案のとおりとします。
4	現況と課題	P2-12,13 人口集中地区(DI D)の記述がありますが内容が分かりにくくなっていると感じます。 「DI D面積における人口密度を見るとDI Dの標準である40人/haを下回っております」…基準を下回っているのであれば既にDI D地域から外れるのでは？ DI Dの考え方と当市におけるDI Dの状況についての記述の再考(された資料を再提示の上で再度意見募集実施)を希望致します。	DIDの定義をより詳しく記載します。
5	現況と課題	P2-14 「周辺都市から周南市への通勤・通学割合」の表記がありますが、「従業者等」「通勤等割合」が何を表す数値か不明瞭ですので、説明記述追加(された資料再提示の上で再度意見募集実施)を希望致します。	用語の定義を追記します。
6	現況と課題	P2-14 周南と県境を接している島根県との人口流入はデータが無いのでしょうか。存在するのであれば当頁各表・各図示に記載追加(された資料を再提示の上で再度意見募集実施)を希望致します。	密接な都市圏との人口移動を分析しておりますので、原案のとおりとします。
7	現況と課題	P2-14,15 流入人口の地図図示がありますが、地図自体小さい上に関係無い地区も表示されております。 周辺市のみを表記とした上で、「従業者・通学者合計流入人口」従業者、通学者、合計の「流入超過人口」の地図図示の追加(された資料を再提示の上で再度意見募集実施)を希望致します。	見やすくなるように、文字を大きくします。
8	現況と課題	P2-18 「建物用地は(中略)約2.5倍増加しております」「沿岸部の海浜及び海水域は埋め立てられ」と言った記述が見られます。特定の用地の増加を記述するのであれば、各用地(民有地の中の森林・田・宅地・畑、他)の増減推移を図示すべきと感じます。図/グラフ表記の追加(された資料を再提示の上で再度意見募集実施)を希望致します。	市街地の推移の分析を目的としておりますので、原案のとおりとします。

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
9	現況と課題	P2-45～ 市民意向調査の結果が記述されておりますが、回答率34%の調査にどれほどの意味があるか、留意願います。又、居住圏による回答率の差についても留意が必要と感ずます。＜2-47＞の表には、各居住圏回答率・回答者数も明示(された資料を再提示の上で再度意見募集実施)を希望致します。	回答率については、統計上、特に問題はなく、本市の生活実態やニーズを抽出することを目的としておりますので、原案のとおりとします。
10	現況と課題	P2-52～54 都市構造上の問題点の列記となっております。問題点列記は、口語体ではなく文語体・体言止めの方が適当と感ずます。 ＜例(あくまで例)＞ 1行目・人口が減少し、1世帯当たりの人員も減少しています。→人口の減少・1世帯当たりの人員の減少	原案のとおりとします。
11	現況と課題	P2-55 「コンパクトなまちづくりと一体となった、効率的で利便性の高い公共交通ネットワーク等を実現する必要」「人口減少社会においても持続的に行政サービスを提供するためには、集約型都市構造による行政サービスの効率化と安定した財政の実現を図る必要があります。」等の記述と「好循環」の図示がありますが、「目的」と「手段」の取り違えの無い様御願ひ致します。集約型都市が好ましい形だとしても、それとは関係なく公共交通は「効率的で利便性の高い」ものであるべきだし、行政サービスは「効率化と安定した財政の実現」をめざすべきはずです。	都市構造上の課題としておりますので、原案のとおりとします。
12	居住	生まれて50年以上、現在の場所に住み続けています。昭和50年頃までは、ほとんどが一般住宅で、駅からも徒歩10分程度で、便利で治安の良い場所でした。今では、一般住宅は数えるほどで、飲み屋と空き家と月極駐車場だらけです。空き家もボロボロのもので、近くのマンションには、暴力団員らしき人物達も出入りし、治安は最悪の状態となってしまいました。より良いコンパクトシティを目指すに当たっても、集合住宅よりも、まず一般住宅を増やすべきだと思います。	適正かつ合理的な土地利用を実現できるように、居住促進区域とその施策の検討等を行います。
13	居住	商業地域を減らして、住宅地域を増やす。(まず人が増えないと商業も発展しない)	土地利用の現状と将来見通し等を踏まえて、適正かつ合理的な土地利用を実現できるように、居住促進区域とその施策の検討等を行います。
14	居住	地域産業で大型工場と、その関連会社は全て線路より南の地域に集約して、南側にあるホテルや集合住宅は、線路より北側に移動させる。(住み分を厳密にすることで、災害時の対応がスムーズになる)	適正かつ合理的な土地利用による安心安全な住環境を実現するため、居住促進区域とその施策の検討等を行います。
15	居住	便利な所に少しでも宅地を増やす為に、バイパス以南にある土地は、最大50～60坪の面積の宅地として整備し、それ以上の土地を所有したい人は、バイパスより北側に土地を求めてもらう。バイパスより南にある広い土地は、道路を作っても細分化する(買いやすい価格に！！)	適正かつ合理的な土地利用を実現できるように、居住促進区域とその施策の検討等を行います。

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
16	居住	<p>子育て支援の一つとして、「周南市にマンションを建てる場合は、こんなマンションにしましょう」を市がハウスメーカーに提案する。例えば、1～3階は65歳以上の人の住居で、3～4階は、学童保育の場や塾又は、1～3階の人が、マンション住民の中の幼児をボランティアで見られる場所にして、5～10階は65歳未満の就業者層が入居する。防災の面からしても、入居者層がはっきり分かれています。災害の時、スムーズに対応でき、助け合えると思う。夜になると、3～4階は静かになるし、プライバシーも確保できる。こんなマンションが多くあれば、個別の色々な施設が集約できて、住民にとっても市にとってもプラスになる。</p>	<p>居住促進区域とその施策の検討等を行う際、都市機能の誘導と併せて、参考とさせていただきます。</p>
17	居住	<p>他にも色々と言いたいことはあるが、とにかく宅地を増やして、人に住んでもらう。人が増えないと産業も発展しないし、税金は増えない。まず、住みたくなる安心で安全で清潔な街を作るのが重要。旧徳山の中心地域が今のような状態になったのは、何となく汚くて、何となく暗くて、犯罪が起こりそうな雰囲気だからです。他の市の人から、「飲みに行くなら徳山」ではなく、「住むなら徳山、周南市だ！！」と言ってもらえる様にまちづくりをしてください。税金を払わずに税金を使うだけの人が大きな顔をする「まち」に未来はない。所得税を払わない(払えない?)小さな飲み屋が本当に必要ですか?夜だけ働きに来る人ではなく、ここに住んで、ここで働いて、あらゆる税金を払ってくれる人たちが必要なのです。最後に、山間部だけでなく、街にある空き家対策もしっかりして欲しい。汚いし、見苦しい。駅から歩いて数分のところに屋根が落ちた様な家があるなんて考えられない。イベントに金を使っている場合ではありませんよ。北海道夕張市の現実は、10年後の周南市で起きるかもしれないのです。あれを生で見た怖さは、今でも忘れられません。新たに、NTT北側のレストランが1/9で閉店した告知を見た。わずか、5年だったそうだ。今の周南市は何をしてもダメということだろうか。</p>	<p>暮らしたいと思う快適な生活環境を実現し、人口の維持・増加や地域活力の向上を図るため、立地適正化計画等によるコンパクト+ネットワークを推進していきます。空き家については、今後策定予定の住生活基本計画と空家等対策計画に基づき、適切に対策を講じたいと考えています。</p>
18	居住	<p>中心市街地は、大型量販店の撤退が相次ぎ、さらに、駅周辺の支店の撤退が重なり、地域住民の高齢化による転出が多くなり、定住人口の減少に輪をかけた状況になってきました。都市機能誘導区域に駅周辺が指定されても、見かけ倒れになるようにしか思えません。生活支援サービスである医療等を生かすためには、まず、この地域に定住する人を増やすことです。人口の集積化をはかることにより、都市機能が充実してきます。市街地の拡大を中止し、空き地へ、多世代が住める集合住宅の誘致を、民間の投資が進むように、税制の優遇措置などを講じていただき、さらには、広島、新山口にへの通勤に便利のように、駅周辺にマンション建設をしていただきたいものです。新山口に移った、支店、営業所などの事業所をもどし増やしていく施策を積極的にお願いしたいと思います。事業所への営業も必要でしょう。支店が戻れば、その家族が住むようになります。そのような家族への市としての優遇策を、税制などを考えていただき、消費が増えれば関連業種は必ず増えます。すべての事業は、便利な駅周辺の定住人口を増やしていくことからのスタートだと考えます。富山市のように、歩いていて暮らせる街つくりと、半径2km地域内を自由に動ける移動手段(徳山では、デマンドバス)があればさらに良いと思いますが、木村市長の言われる「共に」で考えていきたいものです。</p>	<p>都市機能誘導区域に定住人口を増やすためには、人がそこに住みたいと思うような生活利便性の向上(生活に必要な都市機能の集積)と快適な住環境の整備等が必要となります。また、都市機能誘導区域に都市機能を誘導するためには、御意見のとおり、利用者の中心となる定住人口や就業者(事業所)の増加が必要となります。都市機能誘導区域においては、居住と都市機能の双方について、適切な施策を講じていきたいと考えています。</p>

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
19	居住	行政としての「空き家」対策(居住空き家、商業施設空き家等々空き家の種別にもよる各種対策)を今後明示願います。	住生活基本計画(素案)と空家等対策計画(素案)のパブリック・コメントを平成29年2月1日から実施しています。(平成29年2月28日意見募集終了) 適正かつ合理的な土地利用を実現できるように、住生活基本計画等の関連施策と併せて、居住促進区域とその施策の検討等を行います。
20	都市機能	地域に点在する飲食店(夜10時以降も営業する店)を駅前ビルを建てて集約する。(このビルは市が建てて賃料を市の収益とするのも一つの案、公営ギャンブルと同じ考え方)飲食店の出店地域は、平和通以西～有楽町までの幅で、線路以北～ph通以南におさえる。(今のシャッター街を考えると、こんなに広くなくていいかも)夜の街に来る人用の大型駐車場を線路南側に新たに作り、代行運転業者の事務所を併設又は、運営させ、路上駐車のない路上環境を作る。駅の南北通路があるので徒歩移動でも苦にならないと思う。	都市機能誘導区域に必要な都市機能が立地するよう、民間と行政の役割に応じて、適切に都市機能を誘導します。
21	都市機能	病院は、個人も総合も新しく建てる場合は、バイパス沿いに集約させて、病院団地の様なものを作る。車で行くにも迷わないし、バス路線も作りやすい。現在、点在している病院も移動できれば、その場所も宅地にできる。バイパス北側に住む人も便利になると思う。	病院は、生活利便性や交通利便性等の観点から、都市機能誘導区域(徳山駅周辺と新南陽駅周辺)を中心に、人口分布等を考慮して立地することが適当と考えます。
22	都市機能	広域都市拠点・地域都市拠点・地域拠点(3-5に記述)間の人的交流・人口移動を促進する為の恒久的対応が欠かせませんが、まず「人が訪れる機会」の為の施策実施を御願い致します。(先ずは単なる催しでも可。企画主体は行政でも民間でも可。但し人が訪れる為には適切な広報と移動手段確保が必要。)	都市機能誘導区域をはじめとした都市拠点における交流人口の増加に向けた施策等を検討していきます。
23	立地の適正化に必要な事項	P6-3 「目標の管理」が2年毎との事ですが、1年毎としなかった理由を明示願います。企業等の各種計画は毎年確認・毎年修正、が一般的と考えます。	20年後を見据えた長期計画である本計画では、評価指標の大きな推移を把握していくことが重要と考えますので、原案のとおりとします。また、国勢調査等については、5年ごとに実施され、毎年把握することができないので、そのことは明記します。
24	交通	「自転車」の活用に留意頂けましたなら幸いです。拠点内移動・隣接拠点間移動の他、道路整備や公共交通機関との連動により、遠方拠点間移動にも十分活用拡大が図れると感じます。	自転車の利用促進も含めて、自動車に過度に依存しない市民の移動手段の確保等を検討していきます。
25	その他	交通安全や市全体のイメージアップにつながる対策として、全ての道路に歩道をつける。現在でも、歩道があるのとないのでは、町の明るさが違う。あると、公園のようなイメージだし、ないと暗くて汚いイメージ。もちろん街路樹は不要。街路樹は、管理されていないと、ぬれ落ち葉ですべったり、いちょうなどは実がくさくて、道も汚れるし、葉が茂りすぎて信号が見えないという欠点だらけなので、木のない歩道が良い。固定資産税が安くなるのであれば、土地の提供もあると思う。	必要に応じて歩道の整備を行うなど、引き続き暮らしやすい都市環境を実現していきます。

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
26	その他	当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。市民からの意見募集のほかに、各施策の対象地域の住民・関係者や専門家からの意見聞き取り等の実施を御願ひ致します。(素案作成時に実施済とは思いますが一応。)	本計画の作成にあたり、周南市都市再生推進協議会と都市計画審議会から御意見をいただくとともに、住民説明会、関係団体ヒアリング等を実施していますが、引き続き市民、関係者、専門家等からの御意見等を幅広く聴取していきたいと考えています。
27	その他	年/年度標記を元号西暦併記表記して頂けましたら幸いです。	年度等の表記は、原則和暦とし、昭和以前及び平成30年以降については西暦を併記します。(ただし、同一ページに同一年が複数ある場合は、先頭の箇所のみ併記します。)
28	その他	行政としての「点在小農地(水田・畑)」への適切な対応を今後宜しく御願ひ致します。(無分別な宅地化の防止…有効活用方法の提示 等々)	適正かつ合理的な土地利用を実現できるように、居住促進区域とその施策の検討等を行います。
29	その他	今後の施策の際、市民への通知広報指導、市民の協力等が必要な場合は、周南市市民や関係する近隣市市民が多く所属する企業への対応(通知広報指導、協力要請 等)を具体的継続的効果的に実施されます様宜しく御願ひ致します。	必要に応じて、幅広く周知等を行います。
30	その他	今後当計画に沿った各種具体的施策が実施されると考えます。具体的施策についても、住民関係者専門家からの意見聴取等必要な対応の実施を宜しく御願ひ致します。	周南市都市再生推進協議会、周南市都市計画審議会等から意見聴取しながら、施策を進めていきます。
31	その他	計画の性格上市全体地図・部分地図での現状・計画表記が多数なされておりますが、頁数を気にしてか縮小された地図の表記が多く、一部資料は極端に見難くなっております。図表には通し番号を付け、大きな表記が必要な図表については別資料とし、本資料には「別資料 図〇―〇参照」と付記する様な対応(がされた資料を再提示の上で再度意見募集実施)を御検討頂きましたなら幸いです。	資料編に補足資料を掲載します。
32	その他	専門用語等が散見されます。巻末又は別資料で語句説明編作成を希望致します。	必要に応じて、追記します。
33	その他 (計画以外)	資料全体で100Pを超過する内容、可能であれば関係する県・市のマスタープランや最上位計画・関連計画も確認参照して意見を述べるべき内容と感じます。又、意見募集期間も年末年始を含めて通常の見聞募集と同様の一ヶ月となっております。 資料量・募集期間から考え、資料再提示の上での期間の延長又は意見募集再実施を求めます。 (市のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと記憶しております。)	周南市市民参画条例に基づき、意見募集期間を1カ月として設定しており、十分な期間と考えています。
34	その他 (計画以外)	山口県の場合、1企業の申請に対して、内規に定める期間を越して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、長期検討を実施している例があります。 「市民＝主権者」からの「資料不足・期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願ひします。	周南市市民参画条例に基づき、意見募集期間を1カ月として設定しており、十分な期間と考えています。

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
35	その他 (計画以外)	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「市のホームページ＝市行政に関心又は用事の在る市民が参照する媒体」では無く、一般市民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内)。</p> <p>(今回、市広報誌には1回当パブリックコメントの記事・記載があったと記憶しております。記憶違いでしたら誠に申し訳ありません。)</p> <p>上記質問の御回答内容と、意見送付市民数・意見数より、広報が十分になされたか・市民意見を十分に確認できたかどうか御判断願います。</p>	<p>周南市市民参画条例に基づき、市広報、市ホームページ等の複数の周知方法により公表しており、適切に実施しています。</p>
36	その他 (計画以外)	<p>市行政に関して地方紙がweb上で意見した際に、一市議が「専門家でも無い者が」等と批判した、と聞いております。行政の行なう意見募集も、「専門家でも無い者が」と粗雑に扱われるのでは、と危惧しております。</p>	<p>周南市市民参画条例等に基づき、適切に実施しています。</p>
37	その他 (計画以外)	<p>議会傍聴者名簿等の取り扱い(匿名性の確保)が問題となっている、との報道を見聞きしております。</p> <p>当パブリックコメント/意見募集について匿名性確保がなされているか(意見者と意見が流出し、「あいつがあんなことを言っていた」等として不利益を被る危険性)を危惧しております。</p>	<p>周南市市民参画条例等に基づき、適切に実施しています。</p>